

## 地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施できるよう、調査方法、調査項目等を適宜見直すとともに、必要な財政措置を講じること。  
また、市町村別の調査データをデータベースとして公開し、活用しやすいようにすること。
3. 基幹統計調査については、調査業務を国直轄調査の方法へ拡大・移行するとともに、統計調査の民間委託を推進することにより、都市自治体の負担軽減を図ること。  
また、地域住民の理解と協力を得るため、国による広報活動を充実するとともに、統計調査員確保への対策を講じること。
4. 分筆登記においては、公共事業を円滑に推進するため、全体の境界を明確にすることが時間や費用の面から相当の負担となる場合は、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項に定める「特別の事情があるとき」の規定を適用すること。  
また、筆界特定制度の活用に伴う事務負担増加に迅速に対応できるよう、必要な措置を講じること。
5. 管理放棄や権利放置等により法定相続人の確定しない土地について、公共事業の実施の際に都市自治体が迅速かつ円滑な手続きを進めることができるよう、対応策を講じること。